

平成26年度 人事委員会勧告等に伴う改正(案)について【提案】

平成26年10月22日
栃木県教育委員会事務局教職員課

I 人事委員会勧告事項等に伴う改正について

1 職員給与と民間給与との較差に基づく改正

- (1) 給料表
世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いて、引上げ改定
- (2) 特別給（ボーナス）
民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.15月分（勤勉手当に配分）引上げ
【3.95月分→4.10月分】
- (3) 通勤手当
交通用具使用者について、使用距離の区分に応じた基本額の引上げ
- (4) 寒冷地手当
支給地域の見直し
【事務所の所在する地域の寒冷及び積雪の度が、寒冷地の指定基準を満たす場合、支給対象とする。】
- (5) 実施時期等
 - ① 給料表、通勤手当及び特別給 平成26年4月1日から
 - ② 寒冷地手当 平成27年4月1日から（所要の経過措置）

2 給与制度の総合的見直し等に基づく改正

- (1) 給料表等の見直し
 - ① 事務職給料表〔行政職給料表〕
 - ・ 給料表の水準を平均2%引下げ
 - ・ 1級（全号給）及び2級の初号から12号給は引下げなし
 - ・ 3級以上の級の高位号給は最大4%程度引下げ
 - ・ 5級及び6級に号給をそれぞれ8号増設
 - ② 教育職給料表(1)(2)
 - ・ 行政職との均衡を基本とし、各給料表の引下げ
 - ・ 2級及び特2級に号給をそれぞれ8号増設
 - ③ ①及び②以外の給料表〔技術職給料表(1)(2)及び技能労務職給料表〕
 - ・ 行政職との均衡を基本とし、各給料表の引下げ
 - ④ 給料表引下げに伴う経過措置
激変緩和のための経過措置として平成27年4月から3年間実施
 - ⑤ 55歳超の特定職員（事務職6級以上及び教育職4級）の給料等の1%減額支給措置
平成30年3月31日をもって廃止
- (2) 地域手当の見直し
給料表水準の引下げに合わせ、支給割合の見直し
【栃木県内は、一律3.3%（H27：2.9%）、県外の支給地域の支給割合は、人事院勧告に準じて改定。】
- (3) 単身赴任手当の見直し
基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ、加算額の限度（現行45,000円）を25,000円引上げ
【平成27年度の基礎額は、26,000円（3,000円の引上げ）】
- (4) 管理職員特別勤務手当の見直し
管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給【校長：3,000円、教頭・事務長：2,000円（現行基準の1/2）】
- (5) 退職手当の調整額の見直し
職員の区分に応じた調整額の見直し
- (6) 実施時期等
 - ① 給料表は平成27年4月1日に切替え
 - ② 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施

II 人事委員会報告事項に伴う改正について

1 教職員給与制度の見直しによる改正

(1) 教員特殊業務手当

支給単価を改善（25%増）

- | | | | |
|--------------------|---------|---|----------|
| ① 非常災害時の緊急業務 | | | |
| ・ 非常時災害業務（日額） | 6,400円 | → | 8,000円 |
| （※ 甚大災害の場合（日額） | 12,800円 | → | 16,000円） |
| ・ 負傷等救急業務（日額） | 6,000円 | → | 7,500円 |
| ・ 緊急補導業務（日額） | 6,000円 | → | 7,500円 |
| ② 修学旅行等引率指導業務 | 3,400円 | → | 4,250円 |
| ③ 対外運動競技等引率指導業務 | 3,400円 | → | 4,250円 |
| ④ 部活動指導業務（2・3時間） | 1,000円 | → | 1,250円 |
| " （4・5時間） | 2,000円 | → | 2,500円 |
| " （6時間以上） | 3,000円 | → | 3,750円 |

(2) 給料の調整額

支給単価を見直し

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| ① 引き下げるもの | |
| ・ 特別支援教育に直接従事する教育職員等 | 調整数 「1.25」 → 「1」 |
| ② 新規に追加するもの | |
| ・ 情緒障害児短期治療施設の児童生徒の教育に直接従事する教頭等 | 調整数 「0」 → 「1」 |

(3) 校長の特別調整額（管理職手当）

見直しを行わない。（継続検討）

(4) 実施時期等

教員特殊業務手当及び給料の調整額 平成27年1月1日から実施

2 特殊勤務手当の見直しによる改正

下記の手当てについて、すべて廃止

(1) 夜間本務職員の特殊勤務手当

県立の高等学校の夜間の勤務を本務とする職員（教育職員を除く）
（月額） 5,000円

(2) 兼務職員の特殊勤務手当

- | | |
|---|-------------|
| ① 県立高等学校の昼間及び夜間の両課程の勤務に従事した養護教諭又は養護助教諭 | （月額） 5,100円 |
| ② 県立学校の本務校において昼間課程に勤務する教育職員の行う他の学校（同一の場所にあるものを除く）の昼間課程の勤務 | （月額） 2,600円 |

(3) 実施時期等

上記(1)及び(2)の手当 平成27年4月1日から廃止